

《位置》 神戸市中央区波止場町

《面積》 約3.2ha

《決定年月日》 平成5年3月16日、平成8年2月13日（変更）

《地区計画の目標》

当地区は、市民に親しまれる港づくりの一環として、埋め立て及び既存埠頭を再開発し、ウォーターフロント緑地等を整備したメリケンパークの中央部に位置している。

本計画は、ゆとりある快適な都市空間を確保し、市民に親しまれるウォーターフロント地域としての位置づけにふさわしい魅力ある都市景観の形成を進めるとともに、計画的な土地利用の担保を行うことを目標とする。

《区域の整備・開発及び保全の方針》

土地利用の方針	21世紀に向けた魅力あるウォーターフロント地区の創造をめざし、周辺の緑地機能と関連した商業・業務及びコンベンション機能等の計画的な導入を図るとともに、都市景観にも配慮したまちづくりを進める。
地区施設の整備の方針	当地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、建築物の敷地部分は周辺の緑地機能と調和する良好な屋外空間を効果的に整備する。
建築物等の整備の方針	魅力とにぎわいあふれる環境を形成するとともに周辺緑地機能との調和並びに良好な都市景観の形成を図るため、建築物等の用途、配置及び敷地内緑化等に留意して整備を行う。

《地区整備計画の概要》

◇建築物等に関する事項

用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 第2種中高層住居専用地域内に建築してはならない工場、自動車教習所、床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 倉庫業を営む倉庫
壁面の位置の制限	計画図表示の境界線から外壁等の面までの距離は2m以上とする。
かき・さくの構造の制限	道路、公園、緑地その他の公共施設に面する部分の門、塀、かき、さくは、生垣又は透視可能なものとする。ただし、防火上又は防犯上やむを得ない場合は、この限りでない。

